

東北の国有林野における自然環境の活用推進に関する行政評価・監視の結果に基づく所見表示に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

- 【調査の実施時期等】
- 1 実地調査 平成26年5月～27年2月
 - 2 調査対象機関 東北森林管理局
 - 3 調査担当 東北管区行政評価局

【通知日及び通知先】平成27年2月12日 東北森林管理局に対し所見表示

【改善措置等に関する回答年月日】平成27年4月10日

【調査の背景事情】

○ 国有林野の保健・文化・教育的利用

- ・ 林野庁は、地域振興に寄与するため、国有林野を国民の保健・文化・教育的利用に供する取組を実施
- ・ 昭和43年に「自然休養林」制度を創設。昭和48年には同制度を拡大して「レクリエーションの森」制度を創設

○ レクリエーションの森の設定

- ・ レクリエーションの森は、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野に設定
- ・ 自然休養林、自然観察教育林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風景林及び風致探勝林の6種類があり、全国に1,080か所設定（平成26年4月現在）
- ・ 東北森林管理局管内（青森、秋田、岩手、山形及び宮城の5県）には200か所（平成26年4月現在）。秋田県が76か所と最も多く、山形県が61か所で続く。利用者は、平成23年度1,009万人、24年度811万人

○ リフレッシュ対策の実施

- ・ 設定数は飽和状態。利用が低調な地区や整備が困難な地区が存在。量的充足から質的向上の重視に転換
- ・ 林野庁は、平成17年4月、林野庁長官通達（リフレッシュ対策要領）を発出し、森林管理局に対して、廃止を含めた設定の見直し、利用者の視点に立った施設の整備、安全対策等を指示

○ 東北管区行政評価局は、東北の国有林野における自然環境の活用を図る観点から調査を実施

所見表示事項要旨	回答要旨
<p>1 東北の国有林野における自然環境の活用 (所見表示事項)</p> <p>(1) 東北の現状と課題 東北森林管理局は、東北の国有林野における自然環境を活用し地域社会の活性化に資する観点から、レクリエーションの森について、利用者のニーズに即した質的向上を推進するため、地方公共団体等と連携を図り、設定の廃止を含め在り方の見直しを積極的に実施する必要がある。</p> <p>〈指摘事例の概要〉</p> <p>① 管内のレクリエーションの森の設定数は、223か所(平17.4)から200か所(平23.4)に減少。以後、同数で推移</p> <p>② 平成17年度にレクリエーションの森に関する検討委員会を2回開催。以降は開催なし</p> <p>③ 入り込み者数の推移を基にした利用実態の把握・検討が不十分</p> <p>④ 関係地方公共団体に対する協力要請が不十分</p> <p>(所見表示事項)</p> <p>(2) 計画的な管理運営の実施 東北森林管理局は、レクリエーションの森の計画的な管理運営を推進する観点から、施設の整備状況及び整備計画の把握を適切に実施し、現況を反映した管理経営方針書を適時・的確に作成する必要がある。</p> <p>〈指摘事例の概要〉 管理経営方針書が適切に作成されていない。(調査対象13地区)</p> <p>① 管理経営方針書を作成していない：1地区</p> <p>② 管理経営方針書の内容と現況に相違：11地区 (※これら11地区については、管理経営方針書の内容見直しが長期間行われていない。)</p>	<p>レクリエーションの森については、昭和43年に自然休養林として制度が発足して以来、森林とのふれあいに対する国民ニーズに対処するため国民の保健文化、教育的利用に供されてきた。</p> <p>しかしながら、レクリエーションの森設置以来、利用者ニーズの把握及び質的向上を図るための取組を行いきれていなかったため、今回このような指摘を受けたものと認識している。</p> <p>このようなことから、東北森林管理局としては、平成26年度中に全てのレクリエーションの森について、地元地方公共団体及び地元関係者に対し今後の施設整備の方向や協力体制整備等の聞き取り調査を行い、レクリエーションの森の見直し作業を行っている。</p> <p>見直しの結果、引き続き管理することとしたレクリエーションの森の管理経営方針書については、平成27年度から地域管理経営計画樹立にあわせ順次見直しを行い、5年計画で更新作業を行うこととしているところである。</p> <p>レクリエーションの森の施設の現状については、現地を確認のうえ平成27年度中に整理し提出するよう森林管理署に指示している。</p> <p>あわせて、引き続き管理することとしたレクリエーションの森の更新した管理経営方針書及び施設の現状については、変更点等を確認するため毎年各署から提出させ確認することとしている。</p> <p>管理経営方針書が未策定となっていたジュネス栗駒スキー場野外スポーツ地域については、平成6年に将来の利用客の増加を見込み、国有林に隣接するスキー場の国有林野内へのゲレンデ拡大を視野に入れレクリエーションの森として設定</p>

2 安心・安全な利用環境の整備

(所見表示事項)

(1) 施設の整備及び維持管理

東北森林管理局は、利用者の安全性及び利便性に配慮したレクリエーションの森の施設の整備及び維持管理を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 森林管理署等が設置管理する施設で、整備又は修繕、更新等の改善措置が必要なものについては、整備技術方針、安全対策指針等を踏まえ、優先順位を検討して計画的に所要の措置を講ずること。

また、改善措置の実現可能性がない場合には、当該施設の供用廃止又は撤去を検討すること。

② 地方公共団体等が設置管理する施設で、整備又は修繕、更新等が必要なものについては、整備技術方針、安全対策指針等の趣旨を踏まえ、優先順位を検討して計画的に所要の措置を講じるよう地方公共団体等に要請すること。

また、改善措置の実現可能性がない場合には、当該施設の供用廃止又は撤去を検討するよう地方公共団体等に要請すること。

〈指摘事例の概要〉

安全性、利便性等の観点から改善が求められる施設が次のとおりみられた。

(98事例)

- ① 木道の破損など安全性の観点から改善が求められる事例 [30事例]
- ② ベンチの損壊など利便性の観点から改善が求められる事例 [15事例]

したものであるが、その後のスキー人口の減少等によりゲレンデ拡大計画も頓挫し、地元市町村からは具体の計画が示されることもなかった。

今後、国有林野内へのゲレンデ拡大計画もなく、レクリエーションの森の廃止について地元市町村からも異存がないとの意見書が提出されていることから、平成26年度中にレクリエーションの森の廃止手続を行った。

レクリエーションの森の施設の現状については、現地を確認のうえ平成27年度中に整理し提出するよう森林管理署に指示しているところであり、整理に当たって改善措置等の指摘のあった事例については優先順位を検討のうえ計画的に施設の整備等を行っていくこととしている。

あわせて、更新の見込みのない施設等については、撤去等を行っていくこととしている。

なお、安全対策が確実に講じられるまでの間は使用禁止措置を講じることとしている。

また、地方公共団体等の施設設置者に対しても、上記と同様の措置を要請することとしている。

③ 現地での適切な情報提供の観点から標識類の改善が求められる事例〔50事例〕

エ 遊歩道脇に破損した消火用容器が放置されているなど放置物の撤去が求められる事例〔3事例〕

(所見表示事項)

(2) 地域と協働した管理運営体制の構築

東北森林管理局は、現地の実状を踏まえた適切な管理運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 施設等の点検については、安全対策指針及び整備技術指針を踏まえ、計画的・効果的に実施すること。
- ② 施設等の点検結果を関係施策に活用することができるよう、安全対策指針を踏まえ点検記録を作成し、森林管理局、森林管理署等がその情報を共有すること。
- ③ レクリエーションの森の設置目的に沿った施設の整備水準等を維持するため、管理運営協議会の設置を含め、森林管理署等が地方公共団体等と連携又は役割分担をして一体的な管理運営を行う仕組みを構築すること。

〈指摘事例の概要〉

- ① 林野巡視等の際に施設の点検も実施。林野巡視等の際に施設等点検表を作成しているのは5森林管理署等のうち1署のみ。
- ② 森林管理署等と地方公共団体等とが連携又は役割分担をして点検を実施している例はみられない。

(所見表示事項)

(3) 利用者ニーズに応える情報発信

東北森林管理局は、利用者の視点に立った情報発信を図る観点から、次

現状把握調査に当たって、存置する方向で検討するレクリエーションの森については、管理運営協議会、地方公共団体等と連携して一体的な管理運営を行う仕組みを構築することを検討することとし、出来ない場合については廃止を含めて検討することとしている。

また、管理運営に当たっては、次の措置を講ずる。

- ・ 施設等の点検を管理運営協議会、地方公共団体等と連携し、計画的・効果的に実施していく。
- ・ 点検結果について、東北森林管理局及び森林管理署、さらには地方公共団体間で情報共有を図っていく。
- ・ 地方公共団体と各施設の管理水準の確保のために協議・連携し、役割分担等の仕組みの構築を図っていく。

東北森林管理局のホームページにおける自然休養林の情報提供については、地図を印刷しても画質の解像度が下がらないよう対応するとともに、アクセス方法等についても指摘のとおり改善していくこととしている。あわせて、森林管理署等のホームページについてはレクリエーションの森の見直しに合わせて順

の措置を講ずる必要がある。

- ① 森林管理署等を含むホームページにおいて、レクリエーションの森の概要、利用可能施設、アクセス方法、駐車場、バリアフリー施設等に関する情報について、ソフト対策指針を踏まえ、適時・的確な提供を推進すること。
- ② 森林管理署等と地方公共団体等が協力して情報提供を行うため、ホームページの相互リンクについて検討し、相乗効果が見込める場合にはその実施について地方公共団体等への働き掛けを行うこと。

〈指摘事例の概要〉

- ① ホームページの地図の表示が小さく、拡大表示すると不明瞭になるほか、最寄りの鉄道駅から現地までのアクセス方法が示されていないものがみられる。
- ② レクリエーションの森を管轄する23森林管理署等のうち、管内の全ての地区をホームページで紹介しているのは7署にとどまっている。

次作成・更新していく計画としている。

また、地方公共団体のホームページとの相互リンクについても今後、働き掛けていくこととしている。